

学校法人会計の特徴と企業会計との違い

1. 学校法人・学校とは

私立学校法第3条により、「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。と定められています。
また、「学校」とは学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)のほか、同条二項に「専修学校」とは学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。と定められています。
※営利活動を目的とした企業とは異なり、学校法人は教育・研究活動を遂行する非営利法人です。

2. 学校法人会計基準とは

学校法人は教育研究活動を行うにあたり必要な施設や設備、経営に必要な財産を保有するために、自ら調達した資金のほかに国または地方公共団体から経常費の補助を受けています。
国または地方公共団体から経常費補助を受給するためには私立学校振興助成法の定めにより、「学校法人会計基準」という会計処理および計算書類を作成し、公認会計士または監査法人による監査を受けて、決算後2ヶ月以内に所轄庁に届け出ることが義務付けられています。
学校法人会計基準では第2条に「会計の原則」として、
①財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。
②すべての取引について、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成すること。
③財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明りょうに表示すること。
④採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないことと定められています。
また同4条に「計算書類」として
①資金収支計算書並びにこれに付随する内訳表(資金収支内訳表、人件費支出内訳表)及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書
②事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表
③貸借対照表及びこれに附属する明細表(固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表)を作成することが定められています。

3. 資金収支計算書とは

学校法人会計基準第六条に定められているように「資金収支計算の目的」は
学校法人は毎会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにするものです。
※企業会計の「キャッシュフロー計算書」に類似するものです。

4. 事業活動収支計算とは

学校法人会計基準第十五条に定められているように「事業活動収支計算の目的」は
学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の教育活動収支、教育活動外収支、特別収支に対応する事業活動収入及び事業活動収支の内訳を明らかにするとともに、基本金組入れ後の当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするものです。
※企業会計の「損益計算書」に類似するものです。

5. 貸借対照表とは

毎会計年度末における総資産及び総資金(負債、純資産)の価額とその内訳を明らかにするものです。
※企業会計の「貸借対照表」と同じものです。

6. 基本金とは

基本金とは学校会計独自の会計処理で、学校会計基準第二十九条に定められているように学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、事業活動収入のうちから組入れた金額のことです。
同三十条第一項において基本金は次の4つに分類されています。

基本金の種類	目的
第一号基本金	自己資金で取得した校地・校舎、構築物、機器備品などの取得額
第二号基本金	固定資産を取得するために積み立てられた預金などの資産の額
第三号基本金	基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額
第四号基本金	学校法人の運営に必要な運転資金の額